

被災地域における事業継続緊急支援事業補助金交付要綱

制定 令和8年1月27日

(通則)

第1条 被災地域における事業継続緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助目的)

第2条 本補助金は、令和8年1月6日からの地震により被害を受けた事業者（以下「間接補助事業者」という。）の復旧、事業継続等に向けた取組（以下「間接補助事業」という。）に要する経費を予算の範囲において市町村（以下「補助事業者」という。）とともに補助金を交付することにより、被災地域での事業継続に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する者であつて、県内に事務所、工場等を置くもの
- (2) 組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会
- (3) 補助事業 この交付要綱に基づき、補助事業者が間接補助事業者に間接補助事業に係る補助金を交付する事業

(間接補助事業者の要件)

第4条 間接補助事業者は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 県内に事務所、工場等を置く中小企業者又は組合であること。
- (2) 生活機能、サービスの提供、雇用維持のためにその地域に不可欠なものとして、補助事業者が必要と判断する事業者であること。
- (3) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。）でないこと。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと及びこれらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
- (11) 日本標準産業分類大分類における農業、林業、漁業に該当する事業者でないこと。
- (12) 競輪・競馬等の競走場を行う事業者でないこと。
- (13) 競輪・競馬等の競技団が行う事業者でないこと。
- (14) 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）を行う事業者でないこと。
- (15) 娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場又は競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
- (16) 宗教、政治・経済・文化団体が行う事業者でないこと。
- (17) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 補助事業者は、間接補助事業者が行う間接補助事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の交付要綱を定め、実施するものとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、補助事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（間接補助事業者への交付の条件）

第8条 補助事業者は、間接補助事業者に対して県からの補助金を財源の一部として交付する場合は、以下の要件を付して交付決定を行わなければならない。

- (1) 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助事業者の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象期間内に間接補助事業を休止し、又は廃止する場合には、補助事業者の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の施設設備、機械及び器具備品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又

は廃棄してはならない。

- (5) 補助事業者の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させことがある。
 - (6) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、間接補助事業者は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出について証拠書類を整理し、間接補助事業完了の日（事業の休止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (8) この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (9) 間接補助事業者が第1号から前号までの規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を補助事業者に納付させことがある。
- 2 補助事業者は、補助対象経費の執行にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めるよう間接補助事業者に対して働きかけるものとする。

(変更の承認等)

- 第9条 補助事業者は、間接補助事業者を追加する場合にはあらかじめ変更承認申請書（様式第2-1号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前条第1項第1号の規定により付した条件に基づき、補助事業者が承認する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第2-2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、別表2に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。
 - 3 補助事業者は、補助事業を休止し、又は廃止する場合には、あらかじめ補助事業休止・廃止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第1項第2号の規定により付した条件に基づき補助事業者が承認した場合は、間接補助事業休止・廃止報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。
 - 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は前条第1項第3号の規定により付した条件に基づき補助事業者が指示する場合には、あらかじめ指示申請書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 6 前条第1項第4号の規定により付した条件に基づき、補助事業者が承認する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 7 前条第1項第5号の規定により間接補助事業者から財産処分による収入の全部又は一部について補助事業者へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付せることがある。
 - 8 前条第1項第9号の規定により補助事業者へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付せることがある。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、間接補助事業者への補助金の交付が完了したときは、その日から30日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、事業の休止又は廃止の承認を受けたときは、受理した日から30日を経過した日又は事業の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(概算払い)

- 第11条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第8

号) を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、概算払いにより間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払いを受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、規則第14条に基づき交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ぜる。

- 2 知事は、交付決定日から3年未満で間接補助対象事業が廃止されたとき、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係わる補助金の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査)

第14条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者が行う間接補助事業者に対する調査等に陪同するものとし、補助事業者及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月27日から施行し、令和8年1月6日からの地震の被害について適用する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費及び補助金の額等

補助対象経費 (知事が必要かつ適當と認める経費であつて以下に掲げる経費)	補助率	補助限度額 (1事業者あたり)
・施設設備等修繕費 ・備品修繕費 ・備品購入費及びリース費 (備品購入費及びリース費は、修繕に係る経費よりも安価な場合のみ対象とする。)	・補助対象経費の1/3以内 (補助事業者の負担額を上限とする。)	1,000千円

別表2（第9条関係）

軽微な変更に該当するもの

変更事由	軽微な変更に該当する事象・内容
内容の変更	・補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるとき ・補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更であるとき
経費区分の変更	・間接補助金の額の減額であるとき ・間接補助対象経費間の流用で、流用先の経費の30パーセント以内での変更であるとき